

埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）を対象に、物価高騰による運営費の負担増加に対する緊急的措置とし、光熱費の上昇相当分の一時支援金を、放課後児童クラブに給付又は補助することで、放課後児童クラブの運営の安定化に寄与し、支援の質を維持することを目的とする。

2 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、市町村が「埼玉県放課後児童クラブ等物価高騰対策給付事業補助金実施要綱」に基づいて実施する事業に要する経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費合計額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、各放課後児童クラブの補助基準額について、事業実施月数（開所日から令和7年3月31日までの月数。1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が3月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に事業実施月数を乗じた額を3で除した額（1年未満切り捨て）とする。
- (2) (1)に2分の1を乗じて得た額。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町村が(1)から(4)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(7) (6)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 事業者が(7)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付せることがある。

(申請手続)

第5条 市町村は、規則第4条第1項の申請書を様式第1号により作成し知事に提出するものとする。

2 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第6号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、本事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第5条、第6条及び第10条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第15条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年7月31日に施行し、令和5年6月1日から適用する。

この要綱は、令和6年1月26日に施行し、令和6年1月1日から適用する。

この要綱は、令和7年3月13日に施行し、令和7年3月1日から適用する。

別 表

基準額	対象経費	負担割合
次により算定された額		
(1) 補助単価		
ア 低压電力 給付等対象施設の利用定員1人につき 200円	埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金実施要綱に基づき実施する事業に要する経費	
イ 高圧電力 給付等対象施設の利用定員1人につき 900円		
ウ 都市ガス 給付等対象施設の利用定員1人につき 40円		県 1／2
エ L P ガス 給付等対象施設の利用定員1人につき 30円		〔 市町村 1／2 〕
(2) 補助基準額 補助基準額は、対象放課後児童クラブの利用定員に補助単価を乗じて得た額による。 ただし、L P ガスについては、埼玉県で別途実施される「埼玉県L P ガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるL P ガス利用者負担額1, 500円を減算した額とする。		